

世界文化遺産登録の縄文遺跡群と全北海道の縄文遺跡群の活用を推進する道民会議（規約）

★★★

（名称）

第1条 この会議は【世界文化遺産登録の縄文遺跡群と全北海道の縄文遺跡群の活用を推進する道民会議】（略称北の縄文道民会議）以下道民会議と称する。

（目的）

第2条 道民会議は、道民をはじめ国内外の方々に、世界文化遺産の『北海道・北東北の縄文遺跡群』及び全道各地の縄文遺跡を通じて、縄文文化の価値や意義への理解を深めて頂き、保存や活用を推進するための道民運動を展開していくことを目的とする。

（事業）

第3条 道民会議は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）世界文化遺産の『北海道・北東北の縄文遺跡群』及び全道各地の縄文遺跡の保存と活用への取組を推進すること。
- （2）縄文文化や世界遺産に係る情報及び意見の交換に関すること。
- （3）関係機関・団体等との連絡調整に関すること。
- （4）その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

（会員）

第4条 道民会議の会員は次のとおりとする。

- （1）正会員は、道民会議の目的に賛同し入会した者とする。
- （2）協賛会員は、道民会議の事業を協賛するために入会した者とする。

（入会）

第5条 道民会議に会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を代表に提出し代表の承認を得るものとする。

（役員）

第6条 道民会議に次の役員を置く。

- （1）代表 1名
- （2）副代表 若干名
- （3）理事 若干名
- （4）幹事 若干名
- （5）監事 若干名
- （6）専務理事 1名
- （7）常務理事 2名

- 2 代表、副代表は、総会において構成員の中から互選により選出する。
- 3 代表は道民会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副代表は代表を補佐し、代表が不在の時はその職務を代理する。
- 5 理事及び幹事・監事は代表、副代表が協議のうえ道民会議会員の中から選任する。
- 6 理事は総会を構成し道民会議の業務を決議し執行する。
- 7 幹事は道民会議主催事業を企画し執行する。
- 8 監事は道民会議の会計を監査する。
- 9 専務理事、常務理事は事務局の業務執行内容の指導・決定機関とする。
- 10 役員の任期は2年間とする。但し再任を妨げない。

(名誉代表・名誉顧問)

第7条 道民会議に、代表の委嘱により名誉代表、名誉顧問をおくことができる。

(会議)

第8条 道民会議の会議は、総会及び理事会・幹事会、企画会議とする。

- 2 総会は代表が招集し、代表があらかじめ指名した者がその議長となる。
- 3 総会においては、規約の制定及び改廃、予算・決算・事業計画・役員の選任その他重要な事項について説明又は報告を行い承認を得るものとする。
- 4 企画会議は、専務理事・常務理事・理事・幹事及び事務局により構成する。
- 5 企画会議は、道民会議の事業の執行に関すること及びその他代表が必要と認めたことについて審議決定するものとする。

(会計)

第9条 道民会議の経費は、会員の会費、補助金、寄付金その他の収入をもって充てる。

2 会員の会費は以下のとおりとする。

- | | | |
|----------|----|---------|
| (1) 正会員 | 年間 | 2,000円 |
| (2) 法人会員 | 年間 | 20,000円 |
| (3) 協賛会員 | 年間 | 50,000円 |

3 道民会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会報)

- 第10条 (1) 縄文文化に関する本会の活動内容や情報を明記した季刊誌(北の縄文)を発行する。
(2) 縄文文化を解りやすく解説したJOBONを年4回発行する。

(事務局)

第11条 道民会議の事務局は、北海道中央バス株式会社観光事業推進本部の
シービーツアーズカンパニー内に置く。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、道民会議の運営に関し必要な事項は代表が別に定める。

附則 この規約は平成24年4月1日から施行する。

この規約の改定は令和2年4月1日から施行する。

この規約の改定は令和3年8月1日から施行する。

この規約の改定は令和4年4月1日から施行する。(今年は7月31日)